

2020 年 4 月 1 日

株式会社船場 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、次の通り一般事業主行動計画を定めます。

1. 【計画期間】

■ 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 【内容】

目標1

全社員の年次有給休暇取得を促します。

■ 対策

令和 2 年 4 月～

年次有給休暇取得を促進する時間単位有給休暇、半日単位休暇の取得の促進および有給休暇
7 割取得した社員に付与する特別休暇制度を周知します。

目標2

育児短時間勤務制度を妊産婦および育児に従事する社員が利用しやすくなるよう改善する。

■ 対策

令和 2 年 4 月～

短時間勤務制度、フレックス勤務制度に関する案内を作成し、周知します。

目標3

妊産婦および育児に従事する社員に育児短時間勤務制度の利用を促進させる。

■ 対策

令和 2 年 4 月～

妊娠期の通勤緩和や妊産婦の時間外労働の制限などの諸制度に関する案内を作成し、妊娠期
の社員に配布します。